

## 横浜市中小企業振興基本条例に基づく令和 4 年度の取組状況について

## 1 令和 4 年度の受注機会増大に向けた取組

「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、物品調達及び業務委託にあたりましては、市内事業者への優先発注を基本方針とし、市内中小企業者の入札参加機会の確保を進めています。

令和 4 年度の契約実績に占める、市内中小企業者との契約件数の構成比率は 86.7% となり、前年度と比べ、6.9 ポイント増加しました。

また、契約金額の構成比率は 72.2% となり、前年度と比べ、28.0 ポイント増加しました。

## 市内中小企業者への発注状況（政策局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）									単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業契約実績										
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数	金額	件数	金額	
令和 4 年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	105	85.4	3.0	5,362	79.8	2.3	123	6,723	38	19,320
	委託	97	88.2	11.3	98,360	71.8	29.0	110	136,911	77	567,898
	合計	202	86.7	6.9	103,722	72.2	28.0	233	143,634	115	587,218
令和 3 年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	70	82.4	2.8	2,799	77.5	20.0	85	3,613	22	2,564
	委託	60	76.9	3.0	36,595	42.8	4.4	78	85,559	28	121,276
	合計	130	79.8	2.3	39,394	44.2	4.7	163	89,171	50	123,840

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

## 2 今後の受注機会増大に向けた取組の方向性

今後も引き続き、市内中小企業者の入札参加機会の増大を図ります。

具体的には、個別の発注同等の審査、業者選定委員会での審議における対象事業者の所在地・規模区分の確認や、市内中小企業者以外を入札参加条件に設定する場合の調書への理由の記載といった取組等を徹底していきます。

### 【参考】

#### 市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）									単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業者契約実績									件数	金額
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数	金額			
件	%	%	千円	%	%	件	千円	件	千円		
令和4年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	9	100.0	0.0	9,492	100.0	0.0	9	9,492	2	174,707
	委託	1	100.0	0.0	42,625	100.0	0.0	1	42,625	2	65,137
	合計	10	100.0	0.0	52,117	100.0	0.0	10	52,117	4	239,844
令和3年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	7	100.0	7.1	1,348	100.0	58.9	7	1,348	1	5,995
	委託	2	100.0	0.0	18,751	100.0	0.0	2	18,751	0	0
	合計	9	100.0	6.7	20,099	100.0	20.6	9	20,099	1	5,995

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。